

防整施第3113号

令和6年2月21日

大臣官房会計課長
地方協力局環境政策課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局総務部经理課長
防衛医科大学校事務局企画部管理施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部総務部经理課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長 殿
各地方防衛局総務部長
北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局企画部長
中国四国防衛局企画部長
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設計画課長
(公印省略)

令和6年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の取扱いについて（通知）

標記について、財務省主計局法規課長から別添のとおり通知があったので遺漏のないよう措置されたい。

関連文書：防整施第938号（令和4年1月21日）

防整施第12422号（令和4年6月27日）

防整施第3112号（令和6年2月21日）

- 添付書類：1 令和6年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の取扱いについて（令和6年1月31日）
- 2 令和6年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」に基づく取扱いについて（令和6年1月31日）

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

令和 6 年 1 月 31 日

各省各庁会計課長 殿

財務省主計局法規課長

事務連絡

令和 6 年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の取扱いについて

今般、令和 6 年能登半島地震が特定非常災害に指定されたことから、標記のことについて、下記の通り取扱うこととするので、ご了知の上、関係職員に対してもご連絡願います。

記

令和 6 年能登半島地震の被災地の被災状況及び復旧状況に照らし、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用対象となる市町村に主たる事業所が所在する事業者等について、賃上げ加点措置の実施（従業員への賃金引上げ計画の表明書の提出及び賃上げ実績の確認の実施）を適切に行う環境が整っていないときは、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けなくてもよいものとする。

令和6年1月31日

各省各庁会計課長 殿

財務省主計局法規課長

事務連絡

令和6年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」に基づく取扱いについて

今般、令和6年能登半島地震が特定非常災害に指定されたことから、令和4年6月20日付通知「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」に基づく減点措置の取扱いについて」（以下「令和4年通知」という。）に基づく取扱いを下記の通りとするので、ご了知の上、関係職員に対してもご連絡願います。

記

1. 令和6年能登半島地震について災害救助法の適用対象となる市町村に主たる事業所が所在する企業が、令和6年1月1日（以下「発災日」という。）までに令和3年12月17日付通知「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（以下「令和3年通知」という。）別紙1の1又は1の2の表明書を提出することにより加点を受けている場合（当該表明書に記載した賃上げを行う事業年度又は暦年に発災日が含まれる場合に限る。）には、令和3年通知の5. に基づく減点措置を課さない。
2. 主たる事業所以外が災害救助法の適用対象となる市町村に所在する企業であるなど、上記1. に該当しない場合であっても、発災日までに加点を受けている場合の減点措置の取扱いについては、令和4年通知の（3）の内容を踏まえ、被災地の実情に応じた柔軟な対応を行うものとする。
3. なお、本事務連絡に基づき減点措置を課さないこととした者については、令和3年通知の5. に基づく財務省への報告を要しない。